

議 長 日程第14、議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」、次のとおり、松田町健康福祉センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。）以下同じとして指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町健康福祉センター。所在地、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地2。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人松田町社会福祉協議会。代表者、会長、鈴木真徳。所在地、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地の2。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和11年3月31日まで3年間。

令和8年3月3日提出、松田町、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」御説明いたします。

松田町健康福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人、松田町社会福祉協議会と令和3年4月から5か年間、指定管理の協定を結び、現在に至っております。今年度の末に期間が終了するため、今回改めて指定の手続を行うものです。

選定に先立ち、条例の定めにより、社会福祉法人松田町社会福祉協議会より必要書類の提出を受け、協議を行い、その後、1枚おめくりいただきたいと思います、参考資料1のとおり、指定管理者選定申込書を令和8年1月16日に受理しております。指定管理の対象施設の名称は松田町健康福祉センター、施設の所在地は神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地2です。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書をお開きください。

こちらには、社会福祉協議会の設立日や会長の氏名、従業員などを明記しております。下段には事業内容として、本事業を実施するに当たり必要な事業として、①健康福祉センターの施設の維持管理、②施設管理、保守管理、点検業務の調整及び執行、③入浴施設管理業務、④清掃業務の調整及び執行、⑤小規模補修の調整及び執行、⑥電気料、水道料、ガス代、点検代などの支払い、⑦入浴料集計業務ほか3業務について行い、当センターの管理業務を行っていただく予定です。

また、最下段には、指定管理者の基本姿勢として、当該施設の設置目的や方針に基づいた運営、住民へのサービスの向上、経費削減などを行ってまいります。

次のページをお願いいたします。指定管理施設収支計画書です。

指定管理である3年間分の収支計画でございます。年度ごとの収支は、令和8年度2,508万7,000円、令和9年度1,235万6,000円、令和10年度1,293万6,000円として計画され、すみません、資料に掲載はありませんが、3年間で総額5,037万9,000円を予定しております。

また、年度ごとの減額要因につきましては、令和8年度は調査・基本設計を行い、令和9年度から10年度にかけては、入浴施設やエアコンなど老朽化設備等の改修工事により入浴施設の収益やそれに伴う点検業務がないため減額となっております。

なお、収入の部の1、受託収入である町の指定管理料の合計額は、3月定例議会の補正予算の中でお認めいただきました債務負担行為額と同額の4,151万9,000円でございます。

1枚おめくりいただきまして資料2でございます。こちらにつきましては、指定管理者選定委員会委員長宛てに所管課長より選定を依頼した書類でございます。

すみません。1枚おめくりください。参考資料3として、その選定結果につ

いての報告書を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第23号「松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。